

民間資金等活用事業推進委員会

第21回合同部会

議事録

内閣府
民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第21回合同部会議事次第

日 時： 平成 14 年 4 月 23 日（火） 14:30～16:30

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

1．前回までのヒアリングを踏まえた課題の整理

2．その他

出席者

【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、高橋委員、前田委員、
阿保専門委員、広井専門委員、中村専門委員、三井専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、森専門委員、山下専門委員、山代専門委員

【事務局】

竹内 P F I 推進室長、有木参事官、嶋田企画官、木村参事官補佐、
大塚参事官補佐、菅野参事官補佐、丹野参事官補佐

西野部会長 それでは、時間になりましたので第 21 回合同部会を開会いたします。

議事の都合上、会議の進行は私が務めさせていただきます。それでは、議事に入る前に、専門委員の選任についてご報告いたします。事務局よりお願いいたします。

事務局 ではご説明いたします。

佐々木忠恭専門委員が退任され、これに伴いまして新たに、みずほコーポレート銀行プロジェクトファイナンス部長広井友水氏が専門委員として任命されました。なお、新しい名簿はお手元にお配りしております。

以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

本日は、前回までの地方公共団体や民間事業者からのヒアリングを踏まえまして、今後委員会として取り組む課題の抽出について議論を行いたいと思います。それを含めて事務局より報告があるということなので、よろしくご報告願います。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

今ご説明ございましたように、昨年 11 月から行ってまいりました、ヒアリングで抽出されました主な課題や論点についてご報告申し上げるわけでございますけれども、その前に、最近のイギリスの P F I の現状について若干ご報告させていただきたいと思います。その後に、本題でございます資料 2 の「ヒアリングにおいて抽出された主な課題・論点について」ご説明をいたしたいと思います。

まず資料 1 をごらんいただきたいと思います。

イギリスの P F I の最近の状況ということでございますが、まず一つは公式資料ということで、O G C、英国政府調達庁の公表データで、最近の契約案件がどういう状況にあるかというようなことが一点。それから後半に、個別の案件でご報告できるものがあればということで、N A O、英国会計検査院の報告書の中から選んだ事業についてご報告するというような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、最初でございますけれども、1 の方でございますが、まず契約済の実施状況でございます。これは、2001 年 9 月 1 日現在でまとめられた O G C の資料でございます。

下に若干コメントもつけてございますが、1992 年に P F I がイギリスにおいて正式に開始され、その後、1997 年に労働党政権発足ということでございます。

契約件数、左側のところでございますが見ていただきますと、1997 年ぐらいから 61、89 と増えてきております。そういう意味で、ラモント蔵相の宣言から 4、5 年後に増えてきているというようなことが読み取れるというふうに思います。

それで、契約金額の総計でございますけれども、一番右に日本円に直してございます。1 ポンド 190 円として計算してございますけれども、1998 年ぐらいから 1999、2000 というような形で近年は 6,000 億程度で推移しているというような状況でございます。

それから、累計でございますけれども、2001 年度は途中までということでございますの

で、数字は少ないわけですが、下にございますように、約 200 億ポンド、日本円に直しますと約 3 兆 8,000 億円ということでございます。累計が 450 件ということですので、仮に 1 事業当たり平均すると契約金額は約 85 億円ということになるわけでございます。

それから、一番下にございますように、1996 年が異常に金額が大きいのですが、これはチャネルトンネルレールリンクという、1 件で約 8,000 億という事業があって、この年は異常に大きかったということでございます。このような形でイギリスも推移をしてきているということでございます。

次の 2 ページでございますが、これはこの 450 件を契約金額の規模別に見た表でございます。下の円グラフを見ていただくとおわかりのように、1,500 万ポンド、約 29 億、30 億未満の件数が 247 件ということで、全体の 5 割強ということでございます。

それから、1,500 万ポンド以上 6,000 万ポンドということで、約 30 億円から約 100 億までの件数は 120 件、約 27%弱ということでございますので、1,500 万ポンド未満と合わせますと全体の 8 割以上はこの間に入るとということでございます。ただ、大きいのも見てみますと、3 億ポンド以上、約 570 億でございますけれども、累計の中では 10 件ばかりあるということでございます。

それから、次のページが分野別の状況でございます。これは分野別に件数が多いところから見てみましたけれども、やはり近年、医療、教育分野の投資がふえてきたということ反映いたしまして、第 1 番目が病院、全体の約 3 割ということでございます。その次が学校で約 2 割、庁舎、これは警察や裁判所等も含めた庁舎関連施設の事業ということでございますけれども、これが 49 件、約 1 割ということでございます。これらで 5 割強が占められまして、あと、4 番目がシステムのなものでございますけれども情報・通信事業、それからイギリスの特徴として防衛事業のウェイトが高いということで、5 番目が防衛事業 37 件、約 8%ということで、ここまでで 7 割強というようなことでございます。その後、道路、刑務所事業等が続くというようなことでございます。

一番下の記述を見ていただきますと、1 件当たりの平均による契約金額ということでちょっと計算してみますと、やはり大きいのは鉄道事業でございますけれども、これは 11 番目、5 件ということですが、1 件当たり平均しますと約 10 億ポンドでございます。それから 12 番目の地下鉄事業も、1 件当たり平均約 1.8 億ポンドということでございます。道路事業は若干小さくなりますが、6 番目でございますけれども、約 1 億ポンド、約 190 億円という状況でございます。

続きまして、4 ページ目は省庁別に並べてみたものでございます。これは先ほどの病院や学校の事業件数の拡大を反映し、厚生省あるいは教育雇用訓練省等が上位を占めるということでございます。それから、当然のことながら、契約金額で見ますと、事業規模の大きい鉄道、道路等、社会資本整備を所管しております環境運輸省が圧倒的に大きいということでございます。それが見て取れるということでございます。

以上、OGC の資料をもとに中身を見てみますとこのような状況でございます。

では次に P F I 事業についての一つの事例的な評価ということで、どのようなものがあるか、これもなかなか公式の発表資料が少ないわけですが、N A O、英国会計検査院が会計検査法に基づいて下院に報告した報告書がございます。その中の一つをご紹介しますということでございます。これは 1997 年の 5 月に発表されたものでございまして、そういう意味では会計検査院の報告の中でも一番初期のものということでございます。スカイ・ブリッジというプロジェクトの報告書の概要でございます。

まず、この事例でございますけれども、スコットランドの本土とスカイ島を結ぶ有料道路でございます。そこは既存の横断フェリーが通っていたところでございます。事業としては設計、建設、維持管理、運営を実施するという事業でございます。事業の実施にあたっての一つの条件といたしましては、既存のフェリーの料金を上回らない範囲で通行料金を設定するという、それから、通行料金によりまして契約期間内で事業費を回収するというところでございます。担当しておりますのはスコットランド省の開発局ということでございます。契約は 1991 年の 12 月に締結されております。

事業者はスカイ・ブリッジ・リミテッドという S P C を組んで対応しております。契約期間は 27 年を設定しております。目標の通行料金の収入でございますが、2,400 万ポンドということで、1991 年の現在価値に直したものでございますが、割引率は年 6 % ということで計算しております。最長の契約期間は 27 年となっておりますが、この目標の通行料金収入の総額が達成できた段階で事業権は完了するということになっている契約でございます。

それから、事業規模でございますけれども、建設費が 2,000 万ポンド、それから運営費が 400 万ポンドということ、あと資金調達のコストでありますけれども、それが 400 万ポンド、借入金利などということでございますけれども、合わせて 2,800 万ポンドということでございますが、この中に実は、橋にアクセスする進入道路がございまして、その建設費用、これは開発局の方で負担するという、後にも出てきますが 600 万ポンドほど入っているということでございます。

したがって、2,000 万ポンドが通行料金でございますが、それ以外に、このスカイ・ブリッジ会社に対して開発局の方から道路の建設費等に係る支払いがなされる、そういう仕組みでございます。

事業の経緯ということで、そこにございますけれども、主なところだけ見ていきますと、1989 年 10 月に欧州共同体官報公示ということで、O J E C の公告がまずなされる。それで入札に入るわけでございますけれども、入札参加者 3 社の公表が 1990 年 2 月でございます。結局、優先入札者が決まって公表されたのが 1991 年の 4 月ということですから、官報公示がなされてから約 1 年半後という期間でございます。その後、契約締結したのが 1991 年、その年の 12 月、工事に着工したのが翌年の 6 月、1992 年 6 月工事着工、その後、約 3 年半後に工事を行って道路は開通している、このような経緯でございます。

会計検査院による契約後の監査、事後監査ということになるわけですが、次のページは

その主な結果のところを取り出したものでございます。まず、このプロジェクトに対する目標としては、やはり従来の事業手法に比べて財政支出負担が軽減が見込まれるということで、橋梁の早期整備が可能になるという判断でございます。その結果でございますけれども、1995年10月に橋が開通された、契約締結後3年10カ月後ということで、所期の目的は達成されていると示されてございます。その中のコメントに、もし公的資金に頼れば、21世紀の相当先まで開通は延びたのではないかというような記述もございました。

それから、PFIの導入によりまして、 にありますように、特に橋梁の設計面での配慮でございますが、自然環境への配慮ということで、そこに民間の創意工夫が活かされるのではないかとすることが目標としてございます。その次として、ライフサイクルコストを最適化することができるということで、結果といたしまして、通行料金につきましてはフェリーの料金以下に抑制がなされたということでございます。それからVFMの達成という意味で、建設リスクなどの事業リスクを適切に民間が分担するということがございます。ここにございますように、幾つかの点でメリットを確認できたけれども、運営段階におけるリスク管理については限定的というコメントが付いてございます。下に、PFIの適性の主な項目を掲げてございますが、先ほど申し上げましたように設計についての民間の創意工夫、これは有と書いてございますが、設計部分で相当修景に配慮した設計であった。それから運営・維持管理のウエイトですが、これは、橋梁というのは大きな構造物でございますので、そういう意味から運営・維持管理費のウエイトは相対的に小さくなるということでございます。それから一括発注をいたしたということで、維持管理費用の低減を図る設計案が採用されたということで、シナジー効果があった。それから民間事業者の義務履行でございますけれども、完成後の先ほど申し上げた維持管理という意味でのウエイトは小さいということもございまして、そういう意味での義務履行というリスクという意味では限定的だ。それから需要リスクでございますけれども、通行量のリスクを限定する契約内容となったということもございまして、これは限定的という評価でございます。それから民間事業者の終了時残存価値リスクでございますが、これは公共、開発局が一貫して所有するという形、いわゆるBTOということでございますので、これは無いということでございます。

コメントの多くはやはりこのリスクのところにあったということでございます。「リスクについては、 」というところでございますが、まず、リスクの移転の重要性の認識はされていたけれども、契約見直しの具体的内容を明確にしないままに、特定のリスクが顕在化した時点で交渉を行うということになったということで、3つの分野においてリスク負担を開発局は引き受けるということになったということでございます。

1つは、これは契約にも最初に書いてあったわけでございますが、公開の審査会で設計を審査するということになってございました。その審査結果に基づいて設計変更を余儀なくされまして、それに伴う追加費用が120万ポンド発生した。それから2つ目でございますが、これに関連して、公開審査会関連で法定手続きが遅延いたしまして、追加費用が約

170万ポンド発生した。3つ目でございますが、これは用地買収に係るコスト、民間事業者が負担する価格を超える追加費用については開発局が負担するというような形になっていたので、これも約50万ポンド負担することになったということでございます。検査院の記述では、官民のリスク分担について、類似のプロジェクトと比較しても見劣りするものではないという評価ではございました。

入札プロセスについても記述がなされておりまして、最終段階で入札参加者を1社に限定したということで、競争原理が働かなかった。結果として、下記にありますような2つの当初契約条件の変更が行われてしまったということで、1つ目が、橋の通行量が1990年の平均交通量を下回った場合に、1997年以降であれば通行料金を実質ベースで1990年のフェリー料金水準を超えて引き上げることを可能としたということで、そういう場合が発生すれば料金を引き上げることもいいという条件変更がなされたわけでございます。2つ目は、料金の徴収期間でございますが、当初20年間ということでしたが、収入面で最長27年まで延長することを可能にしたということでございます。そういう二つの契約条件の変更を開発局側は余儀なくされたということでございます。

これに対する予測ですが、橋の通行量は、その後、営業初年に開通前の1年のフェリー輸送量から16%増加している。全国の道路交通量増加のトレンドを維持すれば、開発後14年から18年の間に事業権を完了するものと見込まれるということなので、この契約変更は実際には影響はないのではないかと、このようなコメントもございました。

それから、財政支出でございます。開発局の負担でございますが、アクセス道路の建設費で、最終的には、先ほど申し上げた設計変更に伴う費用の超過分だとか、着工の遅れに伴う追加費用が加わりまして、これは合わせて290万ですので、当初の600万ポンドから約890万ポンドと、実質ベースで約5割増加したということでございます。それから、それ以外にアドバイザー費用、用地買収の追加費用等を含めまして約230万ポンド、全体で1,120万ポンドの支出であったということでございます。

これは淡々とそういう評価が書かれていたということではございますが、やはり前もって契約上きちっと取り決めるべきものは取り決めるようにしておくべきということではないかというふうに思います。

個別のこういう指摘があった後に、最後に提言ということで、「今後、プロジェクトの立案を予定している公共機関に向けて」ということで、7つばかりのポイントが書いてございましたので、それも取り出してございます。

まず、一般的な話でございますが、アドバイザーの指名に当たっては競争的な手法を採用すべき。

それから、VFMの実現のためには適切なリスク移転が重要ということで、重要なリスクを総合的に分析、文書化し、各々の当事者が負担すべきリスクを明確化しておくこと。

それから、特に3番目、公共部門は、特に費用が増大した場合の財務面での安定性について確認をしておくべき。公共部門がとり得る財務面での対応策に係る契約上の措置、そ

れからより広範囲の感度分析も含めてきちんと検討がなされるべき。

それから、4番目、ファイナンスモデルを電子媒体で取得、これは会計検査院的な感じでございますけれども。

それから、5番目、資金調達コストの上昇を伴う内容である場合に、当該提案の実現可能性について第三者の確認書を求めるべきだということ。

それから、6番目、入札参加者に可能な限り競争原理が働くよう努めるべき。

7番目が、これはVFMの判定になりますが、現状維持だったらどうなるのか、あるいは他の取り得る手法についてきちんと評価して文書化するというところでございます。

こういった論点がプロジェクトの評価の後についているということでございますので、一応ご紹介させていただきました。

以上、簡単でございますけれども、イギリスの状況について、ご紹介させていただきました。

それで、本題のヒアリングの主な課題・論点に引き続き入らせていただきたいと思います。資料2をごらんいただきたいと思います。一応資料の2-2という形で過去のヒアリングの経緯をつけております。昨年11月から4回ばかりヒアリングを実施しております。地方公共団体、それから民間事業者からのご意見を中心にまとめたということでございます。

この中身自体は、発言された内容をそのままというよりは、とりまとめた形になっておるということでございます。

全体で、その他も入れまして8つの項目でまとめ、5ページにわたるものでございます。

まず最初は、事業の実施のプロセスについてまとめてございます。(1)がスケジュール等ですが、まず、実施方針の策定段階で、事業スキームやリスク分担に関する民間からの意見・提案を十分に取り入れる手続きが重要だ。こうした実施方針の段階的な改訂の手続きを積極的に推進していくべきだというご意見でございます。次の二つは、関連するところでございますけれども、事業の公募から事業者選定までのスケジュールが短過ぎるといところでございます。もう一つもスケジュールでございますけれども、民間側が人員拘束されるということもございまして、当初のスケジュールを遵守すべきだということでございます。それから、3番目でございますけれども、これは債務負担行為を管理者が設定するわけでございますが、入札公告から一連の手続きを経て、支出負担行為をその年度に設定するのが難しい場合もあるということで、それも入れてございます。それから、これは事業者側でございますけれども、公共側アドバイザーの資格審査を厳格に行うべきではないか。公共のスキーム等についてきちっと理解してないアドバイザーもいるとの指摘でございます。

(2)でございますけれども、事業者の評価・選定に関する部分でございます。これにつきましても幾つかございます。最初でございますが、民間企業の入札コストの負担を軽減するという観点から、多段階選定の導入を進めていくべき。それから、以前からもお話

がある、いわゆる公募型プロポーザル方式が適切であり、適用の是非を含め、検討すべき。それから、関連して契約条件の交渉、それから変更が可能となるような手続きをとることが重要。入札方式を問わず、契約交渉を導入し得る手法、条件などを検討、提示していただきたい。契約書案の開示と一定期間、これも最低3カ月以上欲しいということでございますが、質問等の受付期間の設定によりまして、現行制度の枠組みの中で最適な官民のリスク分担等が可能となると考えられるから、積極的な対応をしてほしい。現実対応的なご意見でございます。それから、ちょっと違う視点でございますが、これは公共の方からでございますが、地方公共団体に契約交渉を行える人材が不足しているというようなお話。それから、総合評価に関することでございますけれども、価格であるとかその他の要素の配点比率、価格以外の要素の定量化の方法に関する一定の基準等の提示について検討してもらいたい。次のページでございます。これはまた別の切り口でございますけれども、いわゆる中小企業対策ということでございます。事業規模や資格要件上、PFI事業への中小企業の参加が困難な面がある。地元中小企業の参画を図っていくことが検討課題だというご意見も出ました。

これがいわゆる入札関係というふうに見ていいと思いますけれども、次が、2番目でございますが、VFMの評価について、これも幾つか出ております。まず、上から三つぐらいが共通かなと思いますけれども、工事費だとか維持管理費などの算定につきましては、精度の確保を含め、実務上難しい事項が多い。簡易な算定方法を検討していただきたい。PFI-LCCの算定に関する参考指標の提示が望まれる。次も、PSCの算定について統一的な方針が必要ではないか。それから割引率につきましても統一的な数値の提示をしてほしい。

それから、リスクでございます。リスクの定量化についてモデル、指標を提示していただきたい。

次が、VFMの公表のところでございますけれども、算定結果の数値のみの公表が慣習化しているということで、VFMの評価に当たっては、算定の根拠となる数値の公表を義務づけるべきということでございます。これがVFMの評価についてでございます。

3番目が、リスク分担、契約の締結というところでございます。最初の3つがいわゆる破綻時のものということで、特に金融機関との直接協定についてノウハウが蓄積されてない、取扱いに関する検討を行っていただきたい。それから、地位の譲渡を含む事業破綻時における対応について、統一的な取扱いの提示。それから、同じように地位の譲渡について、改めてその時点で議会承認が必要となるため迅速性に欠ける。それが一つの固まり。それから次が保険によるリスクヘッジなどでございますけれども、契約書に定めるべきリスク分担について実務上大きな課題。それから不可抗力については、統一した定義付けが必要ではないかということでございます。それから、事業者からでございますけれども、合理性に欠ける過度のリスク移転が求められるケースが見受けられる。過度のリスク移転となり得る具体的な例示を収集し、示してもらいたい。次に、これも事業者側からですけ

れども、不可抗力による損害等の公共側のリスク負担については、予算の範囲内という制約があるということを述べておるものでございます。標準化された契約書フォームが設定されていれば、契約締結の時間短縮やコストの削減につながるのではないかと。続きましては事業履行保証について3つほど出ております。まず1つ目でございますが、契約保証金の支払い、あるいは履行保証の差し入れは民間企業にとって負担が大きいということでございます。そういう意味から、履行保証保険の付保の対応がいいのではないかと。それで、SPCではなく公共を支払いの相手方とする建設工事に関する履行保証保険の設定が望まれる。それから、30年の事業期間をカバーする履行保証保険がまだない。それから出資企業による連帯保証の差し入れは負担が大きい、少なくとも役割分担に応じた負担にすべき。これが履行保証に関する問題でございます。

それから、4番目といたしましては、PFI事業の業務範囲などについてということでございます。それで、業務範囲と書きましたけれども、どちらかというと最初の方は公物管理あるいは公の施設に係る部分ということでございます。最初でございますが、個別の地方自治法上の公の施設の規定による事業受託主体の制限の緩和が必要ではないか。それから、続きましてまた公の施設でございますけれども、PFI事業者が管理受託者となり難いため、自ら利用料金の收受や柔軟な料金設定ができない。需要変動リスクを負えない可能性あり。そういう意味から、民間のノウハウを最大限活用できる条件を整えることが必要。続きまして、今度は公物管理の問題でございます。個別の公物管理法に係る制限規定ということの整理をすべき。例えばということで、道路法でございますが、道路の貸し付けの制限、地下駐車場が具体例ということでございますけれども、そういった制限があるとか、それから都市公園法によって制限されている公園の用地の貸し付けという問題。それから占用期間の制限、それから地代が変動するというような、地代の取扱いの問題、それから公園施設内での販売物品の許可制というようなこと、こういったことについて、公物管理に係る部分の指摘でございます。それから、4番目でございます。これはまた違う切り口でございますが、サービス購入型事業に対しまして一部独立採算事業を組み入れるということについては、望ましくない。サービス購入型での実施をするか、あるいは公共からの最低保証の付与が必要とのこと。事業者側から出た意見でございます。それから、これも事業者側からでございますが、本体業務と関連性の薄い業務を付随して一括発注することは、民間企業の立場を不安定にする、あるいはコスト増につながるおそれもあることから、慎重に判断すべき。それから、独立採算事業あるいはBOO事業については、民間事業者の裁量権を可能な限り確保すべき。次に、大規模修繕についてでございますけれども、民間側で一定の対応を行うものの、急激な物価変動による積立不足が生ずる可能性があり、対応については協議できる余地を残していただきたい。といったところが4番目でございます。

5番目でございますが、まず、支援措置のうちの(1)が補助金でございます。補助金の全体を通してでございますけれども、3つ並んでおります。BOT事業への補助金の交

付、支払の方法、P F I の特徴に合わせた補助制度の柔軟な取扱いが望まれる。それから、補助金のイコールフットイングに係る補助金交付要綱など、見直しの作業の早期公表が必要。それから、補助金交付の取扱い、つまりいつ交付が確定するかというのがあらかじめ明確になることにより、検討の内容やスケジュールの設定が容易になる。速やかに情報を開示してほしい。この辺が補助金の話でございます。

それから、支援措置の2番目として税制も幾つか出ております。最初でございますけれども、登録免許税、固定資産税などの公租公課については、行政に代位して行政サービスを提供するというP F I 事業の特性に着目しまして、非課税あるいは軽減措置の適用が望まれる。それから、次の二つが法人税絡みの部分でございますけれども、施設ごとに定められている法定耐用年数をP F I 事業期間に合わせて短縮できるよう必要な措置。それから、S P C の減価償却に係る税務上の取扱いについては、その如何により提案のスキームも全く異なってくることから、国の統一の見解が必要。次が、大規模修繕に係る部分でございますが、大規模修繕に係る費用については、引当金として処理できるよう必要な措置を講じられたい。それから、税目として、不動産取得税につきましては、譲渡を前提としたS P C の一次取得にもかかわらず課税されるとV F M が出ないということでございます。ここは税制の改善措置ということでございます。

それから、6番目でございますが、資金調達の面でございます。資金調達などということで、まず一つ目、事業期間30年にわたる長期のプロジェクトファイナンスの組成はリスクが大きく難しい。15年から20年程度の事業期間が妥当ではないか。それから、この後の3つでございますけれども、金利リスクのとり方の問題ということで、落札から基準金利の決定までが非常に短いということで、一定の期間を設けていただきたい。それから入札時から金利固定期間締結までのリスク、これは民間にとらせるというのは過度の移転ではないか。それから事業期間長期化への対応として、例えば10年ごとの基準金利の見直し・スプレッド保証が必要だ。これが金利変動のリスクのとり方。それから、5番目でございますけれども、株式の譲渡制限でございます。事業の履行確保の観点から、出資金、劣後ローンの第三者への譲渡が厳しく制限されているが、将来的には一定の条件のもとに譲渡要件を緩和することも検討すべき。それから、次の二つは融資の関係、融資機関の取扱いの問題、二つの融資機関の融資を挙げてございます。一つは、政策投資銀行との具体的な協議ができない段階で低利融資を前提とした提案を検討しなければならず、リスクが大きい。ですから公共側が入札説明時にその取扱いを示すなど、何らかの工夫ができないか。それから「ふるさと融資」につきましては、貸付期間15年の制限があるため、その後の取扱いについて返済キャッシュフローの見直しが必要となる。それから、ここの調査委員会に限られた開催日ということで、時間の制約あるいは契約変更の議会承認などスケジュールに大きな制約を受けるということから、審査期間について柔軟に対応してもらいたいという、「ふるさと財団」の融資についての要請。これが融資に係る部分でございます。

それで、最後から2番目ですが、事業の実施についてということで3つばかりございま

す。1つはモニタリングの部分でございますけれども、サービス購入費の減額をするという部分がございますが、それにつながるモニタリングのステップについて、できる限り明確化することが必要。減額手順が複雑でわかりにくいという問題。2番目でございますが、事業実施後に設計変更がなされるということで、それがどこまで許容されるか。これも実務上大きな課題だということでございます。それから、3番目でございますが、公共からの工事費の支払の前提となる完工確認書というのがございまして、その交付条件について早い段階で開示していただきたい。

最後でございますが、その他でございます。2つございまして、まず1つは、PFIを導入していく観点での統一的な導入判断基準、収益性とか安定性とか規模だとか、そういったところで何か統一的な導入判定基準を示すことができないか。2番目は、個別事業について一定の客観的な事業性評価、優良度の評価等を格付けする機関が必要ではないかということでございます。

以上、これまでのヒアリングについて、大きく8つの事項別に分けて整理したものでございます。

この後、関係省庁からのヒアリングというのも予定しているということでございまして、関係省庁につきましては、事業の実施主体であるということと、それからいろいろな制度を所管しているということと、二つの要素があるということでございます。

以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。

それではこれから、今の説明について議論に移りたいと思いますが、本日は4時30分まで時間をとってあります。これから約1時間の間、今説明のあった主な課題・論点についてご自由に発言をお願いしたいと思います。

イギリスの事例について何かコメントがあればお聞きをして、そのあと、ヒアリングの結果というふうにいたしましょう。何かございますでしょうか。A専門委員、何か付加的なコメントでも結構ですが。

A専門委員 これはB専門委員の方が詳しいのですが、NAOで、このレポートの後だと思うのですが、全部の事業のVFMについて検証していますよね。そちらの方も多分参考になるのではと思います。一応、所期のVFMが達成されたかどうかということについて、この後、レポートが出ていると思います。

それから、先ほどちょっと意味がわからなかったのですが、6ページ、交渉相手が1社になったというのがどこかにありましたね。これは前の5ページのところで、90年の11月に3件の入札受領があって、その後プリファード・ビッドが公表された。この過程で、この5カ月の間に、3件の入札を受領して、それからファイナルビッドをさせる段階で最終的に1社しかしなかったということでしょうかね。

事務局 資料で示されている限りにおいては、今A専門委員おっしゃったように、3件にショートリストで絞られて、最終的には1社に絞られたということでございまして、6

ページに書いてございますように、最終的には3つから1つに絞られてしまった。これはしかしながら、通常のごとく、いわゆる公募型プロポーザルのやり方としてはそういうことになるのかなというように思いますけれども。

A 専門委員 ただ、3社で入札しているでしょう。その3社同時にビッドさせるわけですね。ですから、こここのところの最終段階で入札参加者を1社に限定したために競争原理が働かないというのは。

B 専門委員 これは入札辞退のケースだと思います。公共の意思によって3社を1社に絞り込んだというわけではなく、競争市場において入札者が辞退して、結果的に1社のみが入札になったと、こういうふうに記憶しております。このケースは非常に特殊なケースではないでしょうか。

西野部会長 ちょっともう一度確認させてください。入札の段階では普通にきちっと入札しているわけで、その後で辞退したのですか。

B 専門委員 今現在、EUの調達規定並びに英国の規定によりますと、いわゆる交渉手続き、ネゴシエーテッド・プロシージャーの場合には必ず3社をまず選定し、それから常に競争を保持せしめるということから、絞り込んででも2社という形で、その結果1社に選ぶという形になるのですが、途中で下りた場合には、これは公共の裁量により入札を成立せしめる、こういうお考え方と聞いておりますが。

西野部会長 どうもありがとうございました。そうすると、手続き上は3社が入札をしたわけですから、その意味ではいいわけですね。そうすると成立しなくなるのですか、今の規定では。

事務局 資料の原典のところは、実はこういう記述しか書いてないので、その前のところがやや不明確でありますけれども、1991年4月にミラーダイビダグという会社が優先交渉権者として選ばれた結果、この時点から開発局には別の入札参加者に切り換える選択肢がなくなったという、この会計検査院のレポートには記述がございます。

C 委員 5ページのところで拝見しますと、91年4月に優先交渉権者を公表なすって、契約がその年の12月です。この8カ月で恐らく契約の条件整理をしているはずなんです。それからその後で設計変更、公開審査会が出ているので、これが設計変更、追加費用と、スケジュールを見る限りそういうふうに読めるのですけれども。

西野部会長 ほかに何かございませんでしょうか。特になければ、ここでのヒアリングで出た論点の方で、たくさんの方が出ておりますが、いかがでしょうか。

D 専門委員 私自身も過去4年ほどPFIには現場で携わってきた経験もございます。今日このヒアリングをお聞きしてございまして、金融機関から一つだけぜひ申し上げておきたいなということがございまして、金融機関もなるべく早い段階でインボルブさせていただきたいな、これが結論です。

理由が2つありまして、1つは入札にあたり金融機関からお金を出すコミットをいつも要求されるわけですが、いつも不安なんです。知り得た情報からでは絶対に出しますよ

という法的にバインドされるような表現はできない。これはもう少し早めから検討すれば、もう少し固めの表現ができるな、そうしますと一緒にビッドされるスポンサー団も非常に安心されるのじゃないかなということです。

それから、もう一つの理由は、今日本のプロジェクトファイナンスそのものもそうなんです。PFIに対してお金を出そうという金融機関の数を考えてみますと、まだまだ非常に少ないのです。年限もだんだん長くなっていきますからますます絞られてくる。こういう皆さんを、我々いわゆるファイナンスのアレンジャーを指向している立場の者としては、なるべく広く募ろうと努力しておりますが、実際に案件が出てくるときも、なるべく早い段階からであれば、皆さんに真剣に検討していただける。検討材料を全部そろえていきなりどうぞと言った場合、皆さんの感触というものが我々わかりませんで、皆さんが想定していないファイナンス条件あるいは色合いをぶつけても、もう即座にその場でノーというようなことが今まで多かったのです。

ちょっと抽象的で申しわけないのですが、金融機関もなるべく早い段階で入れていただきたい。ということは、皆様が先ほどヒアリングで聞かれましたように、民間からの意見・提案を十分に取り入れる手続きが重要であるとか、入札スケジュールが短過ぎるとか、あるいは契約条件の交渉変更が可能となるような手続きをとることが重要とか、こういったところとも重なるわけです。

以上です。

西野部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ、ほかにありましたら。

E 専門委員 私がちょっと所用で休んだときにこの意見が出たのかなという気がしますけれども、3ページのいわゆる履行保証の問題なんです。PFIのお話をしますと、特に30年の事業期間ということをよく我々言われるのですが、保険は、通常の火災保険からいろいろありますが、特にこの履行保証でありますとか信用保証でありますとか、ある意味では事業リスクのところだけ長い期間の事業リスクをどう評価するのかという、これは現実的には非常に難しく、多分対応がなかなかというか、できないところではないかなというふうに思っております。ちょっと民間にとって負担が大きいということなんです。保険を構成する上においても非常にそこは負担が大きいというか、わからない。例えば30年この会社が続くとか、その辺は考えてみると非常にわからないところでありまして、これを保険で構成するというのはちょっと非現実的かなというふうな気はいたします。

それと、ちょっと教えていただきたいのですが、その上の、SPCでなくて公共を支払の相手とするいわゆる保険という、3ページの上でございまして、「SPCではなく公共を支払の相手方とする建設工事に係る履行保証保険の設定が望まれる。」という、この「支払の相手方とする」という意味合いがちょっと私わからなかったのですが。

事務局 これは公共の方からの指摘でありますけれども、通常SPCと、SPCと契約

を結んでいる建設会社との間で工事の請負契約をなされると思いますけれども、実際に債務不履行になったときに金がどこに支払われるのかということで、通常であると発注者であるSPCということですが、直接公共の方に払われるという、そういうスキームができないかということだと思います。

E 専門委員 ちょっと私詳しくまだ検討してないのですが、なかなか難しいところではないかな。要するに被保険利益ということからすると、SPCというのが通常だと思いますけれども、その構成をどうするのかというところはちょっと考えてみないといけないところだと思います。

B 専門委員 事務局でご苦労されてまとめられたと思いますが、もう少し整理されたいかがでしょう。制度的な課題と実務的な課題に明確に分けられると思います。

制度的な課題につきましては既にこれまでのヒアリングにおきまして、法令条例等の特定をかなりしている。一部は皆さんとご議論していますね。このあり方はどうあるべきか、制度的にどうあるべきか、この推進委員会が何を定めてこれからどうするのか、それを議論なさるべきだと思います。

もちろんその制度的問題につきましてもややこしい側面がありまして、地方自治体の裁量において処理できる問題もございますね。そういうのをちゃんと整理してあげないと、一体何を検討して何を提言すべきなのかという焦点が定まらないと思います。一方実務的な課題も、これもただ単なる留意事項なのか、あるいは一定のあるべき規範を定めるために、それこそまたワーキングでもやってガイドラインをもう一度練り直した方がいいのか、対象によって明確にこれを分類できると思います。ぜひともそういう分類をした上で、ではそれを検討するに際しどういう手法で、何をターゲットとして、この合同部会として何をするのか、それを議論されるべきじゃないかと思います。

西野部会長 これを私、前もって見ておりましたので多少感じたのですが、まず細かい詰めという事務局にやっていただいた方がいいのですが、議論をしていると大体その辺がわかっているのではないかと感じておりました、これから、実際にヒアリングでこういうことが出たということが項目分けにしてありまして、その中で自ずから、現在の法のもとではできない話、法改正の話とか、実務の話というのは自ずからわかってくるのかなというので、このまま出したという経緯があります。もし非常に議論がしにくいようであれば、できそうなところ、あるいは取り上げていくべきことを個々にコメントをいただければありがたいかと思っております。

事務局 今ご指摘いただいたとおりのことでございます。事務局から一言言わせていただきますと、実はこれは正確にといいたし、ヒアリングの結果を忠実に並べさせていただいたということでございます。確かに一つ一つの対応につきましては、B 専門委員おっしゃるように、実務上の運用のレベルで対応できる部分から始まりまして、法制度の改正に及ぶものまで、いろいろな対応方法があると思います。

それで、その辺につきましては、ある課題につきましても、分析を進めていくと実務上

の対応で対応できる部分と、やはりそうではなくて法制度の改正まで及ぶ部分と、一つの課題でも幾つか対応策の幅もあろうかと思えます。これは生の声ということで今そのままお出ししているつもりでございますけれども、先ほど申し上げたのは、この後各省のヒアリングというのを予定をいたしておりまして、その中で、各省自体は当然事業実施主体というようなこともございますので、そういうご説明があろうかと思えますけれども、もう1つは、やはり各省いろいろな制度を担当しているということもございます。そういったところもございますので、それぞれの課題について、ここで出たような課題についての実は制度論的な対応がどうなのかということもその席でご議論がなされるのかなというふうに思っております、その過程を通じて、その課題がどういう形で色分けされるのか、実務上の対応で行くのか、あるいはやはり制度論に行くべきなのか。それは課題によってまちまちだと思いますので、その辺の課題を今日出していただいて、各省のヒアリングの後に、今B専門委員おっしゃったような形で少しきれいにまとめて、それでご説明したいというふうに思っております。

以上でございます。

B専門委員 よく理解いたしました。それでもまだ足りない部分があるのじゃないでしょうかね。例えば、これも議論になりましたが、PFI法上のいわゆる選定事業者とSPCの位置づけ、そもそもSPCはどうあるべきか法律上の位置づけが必ずしも明確ではないというご議論があったように思います。それとともに、昨年の法改正に基づきまして、行政財産の貸付け、このあり方がどうあるべきか、これも確か民間事業者のヒアリングの中で一部そういうお話を承ったと思いますし、こういったものも正確に課題として拾って、中に入れるべきじゃないのでしょうか。

西野部会長 抜けている点、その他人によっては非常に印象が深いというのもありますし、ぜひ補っていただくという、むしろ積極的に委員の方も含めまして、今日は足りないところを補っていくという回だと思っております。そして、場合によっては、最初にガイドラインをつくる時に、これは第1次案であるというふうなことをかなり強調しております、もし書き直す必要があるのであれば書き直すというような努力につながる性格のものだと思いますので、いろいろ抜けている点もご指摘いただければありがたいと思います。

F委員 今後のPFIの推進に役立つ議論ということでいろいろ議論の対象になるのだらうと思います。ヒアリングで出てきた項目はこういうことでまとめていただいたのでございますが、考えてみますと、最初の委員会あるいはワーキンググループまでのレベル、各レベルでいろんなペンディングの 이슈といいますが、検討課題というのは結構出ていたのですね。実際には法律上の制約があるだとか、いろんなことがあってなかなか議論が進まなかったり、その段階ではちょっと言い過ぎになるのも問題なんで止めてあるとか、いろいろ 이슈があったと思うのですね。だから、どうせ議論するのであれば、これとダブるのも結構あるのでございますが、いつの時点かちょっと、各省の意見を聞いてからでもいいですけれども、一度まとめて、それを整理した上で議論をする。恐らく中には一

堂に皆さん集まってやるのも大変な項目も多いのだろうと思うのです。むしろ問題点等をワーキングか何かで整理して、その上で持ち出した方がよろしいことも多いのだろうと思うのです。だからその上で最終的な方向を出すべきではないかと思います。

西野部会長 ありがとうございます。これだけまとめて出していただきますと、ずっとヒアリングを部会長として聞いておりまして、非常にまとめて出していただいたので、その意味では非常に助かっております。これが出発点になって議論をすることかと思いますが、何か順番でもいいですけれども、コメントその他ございますでしょうか。

G委員 例えば、1ページの(1)のスケジュール等で、一番下の公共側アドバイザーの資格審査を厳密に行うべきではないか。これはアドバイザーというのは定義上当然資格のある人に行くというのが前提だと思っておりまして、言われたことは事実でここに入っていていいと思うので、やはりそういうことは困るというのを、ガイドラインに書くわけにいかないでしょう。どこかに、教科書に書くのかわかりませんが、それもただ現実なんですね。ですから、そういう意味で、書いていただいたのは非常にいい例だと思います。

ごく僅かの現場で非常に違和感を持ったのです。それは、発注するのは公共ですから、公共調達ですから、公共が責任をとるのだと思って、選定委員会といいますか審査委員会といいますか、そういう名前の委員会ですが、そこで決めるというのはおかしいのではないかという発言をしまして、5人のメンバーだったのですが、あとの4人から反対されまして、それはここで決めるべきだということになりました。それで実態としては愕然としたというのがあります。なぜ愕然としたかといいますと、その5人の構成のうち、極端にいいますとみんなの専門が違うのです。そうすると、1人が一つの専門しか知らないの、私多少専門家の倫理というようなところに関係しておりますと、自分の専門でないところに余り決定をするような発言をするべきではないという気がしているのです。皆さんの言うことを聞いていて、ああそれはもっともだというのはいいのですけれども。そうすると、選定委員会といっても単に5人の個別の専門家の集団であって、1人1人がやっているわけですね。それに対していわゆる発注者側に能力が欠けている場合に、ガイドラインに書いてあるのですが、コンサルタント等を使うのも1つの有益な方法であると。コンサルタントは一つの分野について1人でやるということではなくて、数人で議論しておりますし、その中で足りなければ当然外から人を呼んできて評価しているのです。そうやって持ち出してきたものを1人の専門家が5人集まって5つの専門分野について物を決めるというのは非常に違和感があるとか、そういう問題があったので、ここの公共側アドバイザーの資格審査を厳密にというのは、その集まりとしてのことを問われているのかなと、そういう感じも持ちました。

そういう手続き上の議論というのはガイドラインに書いてあるのですが、やはりもう少し注書きが要るのかなと感じるところもあったということでございます。

議論を誘引するために、その次に(2)の「事業者の評価・選定」ですか、その最初に「民間企業の入札コストの負担を軽減する観点から、多段階選定の導入を進めていくべ

き。」これも確かにそういう議論があったと思うのですが、今プロセスのガイドラインを見ておきますと、これは会計法令の適用を受ける場合というところの注意書きですが、会計法令の適用を受ける契約によって実際の事業については次の事項に留意するとしてありまして、 を読みますと、「さらに、上記の資格要件に加え、応募者の負担も軽減も考慮し、民間事業者が提案しようとする事業計画が、募集する事業に関して一定の性能を有しているかどうかの審査を事前に行うことにより、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみが、より詳細な事業計画等を作成の上、一般競争入札に参加できるようにすることが適当と考えられる」というような、文言は難しいのですけれども、一応多段階選抜ができるように書いてあります。この辺も注釈が要るのかなと思ったりしますが。

H 専門委員 この議論は前にも出たかと思えますけれども、基本的にやはり多段階はできると思っていると思いますし、一応やられているようには認識はいたします。

ただ問題は、何のために多段階をするかという、ここで言っているのは入札コストだという、大きな局面の一つだと思うのですが、現実にそういう効果が発揮できるような多段階になっているかということが一番問題だと思います。通常の数値的な資格等々で大体がほとんど通ってしまうようなケースが多いわけですから、そうしますと、結局はかなりの大人数のグループが、多数のグループが手間暇かけて競争の提案の準備をするということで、結局実効としての民間側のコストセーブになってないのがやはり問題かなと。なかなか現実には難しいのはよくわかりますけれども、そのところの指摘だというふうに私も理解しております。

F 委員 ここの読み方は、やはり今H 専門委員の言われるように、いわゆる英語で言う P Q といいますか、能力だけであって内容ではないと。

H 専門委員 現実にはその程度しか、ミニ提案というか、ミニプロポーザル程度のことを求められるケースもございますけれども、それにしてもなかなかそれなりの力の集まったグループが競争している場合、ミニプロポーザル程度でスクリーニングをかけるのが実務上はなかなか難しいというのが現実なんだろうなということですね。

F 委員 現行の会計法で書ける範囲で書くとこのぐらいしか書けなかったという経緯だったと記憶しているのですが、それを運用上でどうするかというのはちょっと難しいでしょうね。大きな問題かなという気がしますけれども。

H 専門委員 そうですね。会計法の、私そちらの方は余り詳しくありませんけれども、その法的なことよりも、実効としてどうやったら本当にきちとしたスクリーニングができるのかというところが、現状の出ている P F I の個々の案件の内容にもよると思いますし、ミニプロポーザルといいますがそれほど差別化が必要なような、スコープそのものは非常に限定されている場合、例えば建設の割賦プラス僅かな維持管理というような、非常に限定されたスコープの場合、区別のしようがないというのも現実でございますね。ですから、むしろ法的手続きよりも実際のやり方の中で非常に、発注者の方も苦労されているのでしょうし、我々民間側としても、どうしても結果的には非常に手間暇のかかるこ

とをずっとやっていく。それなら最初から一発勝負でも同じかなというようなことも実際には出ているのは現実だと思いますけれども。

F委員 今回の議論については、私の理解は、会計法上どうも多段階選抜というのは、実際にうまく使っていただけないかという気持ちがあったのですが、解釈をつけ加えるとやはりこれ以上書けない。これはやはり内容の資格をやるというのは難しい話だと思うのですね。ですからこのところはB専門委員の言われるように、会計法の問題としてというような例でちょっと引用して、一つの例題にしてみたのですけれども、そういう意味でいろいろ議論するところがあるのかなと思います。

事務局 今のご指摘のところは従来からいろいろご指摘、ご議論があるところでございまして、今F委員もお話されましたように現行の会計法規の解釈をすると、なかなか今PFI事業でやろうとしているような事柄について、法令上受忍できるかということ、かなり難しいという解釈が基本じゃないかと思っております。

ただ、極端なことをいいますと、会計法というものも一つの法規でございまして、それは変えることは本来はできるわけでございます。ただし、これはいろいろ前にもお話していますが、WTOといった国際間の協定に絡むような話になると、これはまたさらに難しさが出てくると思います。

いずれにしても、今の話は、これから実はそれぞれ制度官庁の話もお伺いするというふうに考えておりますので、またそれぞれ議論していただくということは十分機会としては持ちたいと思っております。会計法というのはご承知のように一般的な法規でございますので、なかなかその特例的な扱いというのは、大体そういう一般法規は非常に難しいというのが原則だろうと思うのですが、ただそういう意味ではPFIというのは新たな、いわゆる従来の手法とはかなり違っているということも事実でございますので、そこら辺でどういう制度の運用あるいは改善ができるかというのは、またご議論していただければよろしいんじゃないかと思っております。

I専門委員 意見というよりは質問に近いのですが、1つは、2ページ目のVFMの評価についての最後の項目ですが、バリュー・フォー・マネーの評価に当たって算定の根拠となる数値の公表を義務づけるべきではないかという議論、ちょっとよく覚えてないのですが、このような公表を事前に行うとすると、事業主体の内部情報に関わるようなものもかなり含まれてしまうというようなことがあり得るかなと。もしその適正さということ担保するというのであれば、事後的にある程度時間が経ってからも公表することに十分意義があるのかなという気がするのですが、このあたりの議論がどうだったのかということをご確認させていただきたい。

もう1つは、4ページの6.の「資金調達等について」というところの5番目ですが、出資などをした場合に、「将来的に、」というところですが、「一定の条件のもと、譲渡要件を緩和することも検討していくべきではないか。」というところの「一定の条件」なんですが、うる覚えですが、何か公共側の了解を前提にするとか、そういうことであった

ような気もするのですが、このところを、具体的に議論の中で明確になっている部分があるとすると、ちょっとその辺も補足していただければと思います。

H専門委員 今回の最初のご質問というか確認、私の理解は、この文言が、表現もあるかと思うのですが、数値のみの公表が慣習化しているということで、数値といったときに何を指しているのかということになると思うのですが、多分ここでおっしゃられたのは、いわゆる%でVFMが何%出るよというような表現をされているケースが多い。これが一般的で、それに対して、むしろ絶対額で、要はPSCが幾らでPFIのLCCが幾らだという形で公表してほしい、あるいはPSCが幾らで、それから何%という、要するに絶対額をある程度わかるようなものが欲しいというのがご意見だったと思うのです。

これはあくまでも公共側が算定する算出基準ですので、そこで想定された事業に基づいたものでそういう発表がされれば、民間側から言われた理由としては、やはり、これも何回か出ていますけれども、ある程度ターゲットがわかってないと、最初からこれはとてもそのターゲットに到達しそうなものについて一生懸命努力して、ふたを開けてみたら、いやこれが足切りですよということでは非常に無駄な努力ということがもとにあったのじゃないかというふうに理解しておりますけれども。

西野部会長 2番目の質問は事務局側でお答えできますか。

事務局 今回の1番目の質問はH専門委員がおっしゃるとおりでございます、特に具体的におっしゃったのが、算定根拠、単価です。あるいは建設工事と運営費の割合を示していただければ、ある程度その数字を見て、要は参入できるかどうかの判断を大まかにつけられるのじゃなからうか。事業の内容が多様であるということもあって、現状では大きな判断を下せるまでの根拠が少ないという指摘です。ですから、比ではなくて、具体的な額の数字もできれば出してほしいという、そういうご要望だったというふうに記憶しております。

もう1つ、出資金あるいは劣後ローンの譲渡については、これは今の具体的事業でもそういうケースが多いわけでございますけれども、公共の承諾を条件としているということでございまして、承諾要件によっては認められるケースがある。認められると認識しているという事業者が多かったわけでございます。一定の条件というのは公共の承諾を具体的には指しておるといふふうにご理解いただいて結構でございます。

J専門委員 バリュースター・マネーに関してなんですけれども、バリュースター・マネーの算定についての方針が欲しいというコメントがここに書かれているのですが、今バリュースター・マネーに関するガイドラインというものはとりあえず出ているということで、恐らくここからさらに進めるとなると、ここに書かれているものをもう少し具体的にアクションをとれるようなものを作るといふことと、それから例えば例示を入れて、具体的にそれを運用するときにわかりやすくするといふところが具体的なアクションになる、対応になるのかなという気がするのですね。

それで、これを一旦お作りになられて、そのとき私は参加していないのですが、とりあ

えずここで、かなりアウトラインの部分を出されたというところは、その後のステップがあるという理解でお作りになられているのかというところの確認をさせていただきたいのと、それからもう1点、今ちょっと議論の中で、恐らく実際にはアドバイザーの方が付かれていますので混乱はないと思うのですが、発生主義ということとPSCの算定ということのちょっと混乱があるような気がします。それで、PSCの算定はあくまでも投資の意思決定のお話ですから、一定期間の事業活動の成果をはかる発生主義という考え方とははっきりと違います。

ですから、発生主義という考え方、言葉を使った時点でかなり、公共の方は今は発生主義を取り入れてないので過剰反応をされて、心理的な負担がかなり重いと思うのですね。その辺はもうはっきり、キャッシュフローを分析するのだということを明確に示す必要があるのかなという点を考えます。

それから、もう1点、間接費ですけれども、間接費に関してもアウトラインはお示しになられているのですが、これも行く行くPFIの事業が自治体なり政府の中で占める割合が非常に大きくなると、本当の間接部門、例えば人事とかコンピューターをやっているシステムの部門とか総務部門の負担まで減っていくのですね。

ところが今の段階では、恐らくPFIの事業を幾つかやったところで、人件費を削減できるかというところではないですね。言ってみると、その分析としては埋没原価に当たるわけで、その辺を、今のレベルでは間接費の負担というのをある程度計算の仕方というのを簡易にやってもいいのだというところを少し示してあげる必要があるのかなという気はしています。

A 専門委員 今のVFMの発生ベース、キャッシュベースの話は随分やりましたので、またその議論を繰り返すのはちょっと早い気がします。これをやるとまた終わりませんので。

F 委員 要するに発生主義であるかどうかは行政コスト計算でやっていますから、できるだけそれに倣ってやってくださいと、別に義務を言っているわけじゃないのです。

それで、本体であるイギリスでは、既にもう地方財政はなっていますし、中央財政も今年からなっているのです。ですから、コストをちゃんと認識してくださいというのがスタートですよ、それを無視してやっていいというのであればPFIの効果もわかりにくくなりますから、それはやってくださいということです。

それで、技術的にもう大分進んでおられるようですから、もうそういうことを議論してもしようがないでしょう。あとは具体的に、いきなり100点を取れるわけじゃないでしょう、それはわかっています。そういうことではなしに自由にやってくださいと。間接費も同じことだと思います。

J 専門委員 ここで議論を続けさせていただいてよろしければちょっと私もまだ議論があるのですが、いかがですか。

西野部会長 その件についてはある程度、1回目のガイドラインを作ったときに検討さ

れたと私も理解をしておりますので、そういう意味でこれはちょっと別の場にさせていただいた方がいいかなと思います。

この辺はワーキンググループでも非常に議論があったというふうに聞いておりまして、あるいは全体でというよりは個々にやっていただいても結構ですし、その上でやはり全体で議論する方がいいという結論になれば、それはそれでしていきたいと思います。とにかく非常に議論をしたことは事実だと理解をしておりますので、当面個別に議論をしていただいて、その上で両方でやはりもう一度みんなで議論した方がいいとか、ガイドラインの見直しもありますから、そこでもう1回やった方がいいのではないのでしょうか。今日は、むしろ今後のヒアリングにつなげるという意味で、いろんなところの論点を出していただければと思います。

A 専門委員 大変よく事務局でまとめていただいたのですが、かなり特殊案件からのクエスチョンが一般クエスチョンという形になっていますので、これをまともな一般論として答える話じゃないものも含まれていると思うのですね。恐らく3分の1ぐらいはかなり個別の話で、一般論として来ているわけで、これを、どうも先ほどB 専門委員のまとめ方がいいのか、例えば1つは何か制度改正に持っていくもの、それから2番目が何か具体的に明確化してほしいという要望、それから3番目が単なる愚痴、それから4番目が正直言ってどういう表現をしていいかわかりませんが、ちょっとクエスチョンの意味が不明、この個別案件の中での何か思い入れがあっておっしゃっているという話で、その中で行くとはやはり、前の2つですね。制度を根本的にこういうことを変えていただかないとまずいですよという話と、もう少し明確化していただきたいという話、この2つを少しピックアップして、それで本当にそれについてちゃんと、どういう形で推進委員会でやっていくという形を、そここのところの前さばきをやはりやらないとまずいかなと思います。

これは、繰り返しますが、3分の1ぐらいはかなり個別の案件の中での話で、そここのところを全体論として議論するのはいかなものかだと思います。

西野部会長 大変建設的なご意見でありたいと思うのですが、事務局には負担になるのですけれども、少しヒアリングの前に、これはもう法制度上変えないといけない問題だとか、同じ内容をもう一つ別の表にまとめていただくとか、そういうことができますとヒアリングの前にいいという、そういうことですね。省庁からのヒアリングとその質疑の中で。そういうのはいかがですか。

事務局 今考えておりますのは、実は今日の段階ではまさにA 専門委員おっしゃっているとおりでして、今までのヒアリングの結果をそのまま並べたものですから、そういう意味では濃淡があると思います。

それで実は、今日事務局としてお願いしたいと思っていたのは、つまり昨年の11月からのヒアリングというのはある限られた方々からのものでありましたので、これが十分であるとは思っておりませんでしたので、これ以外にどんな課題があるのかということも含めて、今日いろいろ多方面から課題を提出していただいて、それを含めた上で、大きな課題

の項目が出てくるだろう。その中で最終的にはおっしゃられるように幾つかの段階に分かれるのかなと。

ちょっと先ほど私申し上げましたけれども、これはまだこういう形というわけに決まっておるわけではありませんけれども、例えば、まさに一番大きなところで言えば法制度の改正に結びつくものもありますし、それから新たな次の段階としては例えばガイドラインの作成に結びつくもの、それは過去のガイドラインの改正の部分もあるかも知れません。それから例えば実務上のより詳細な指針を作るべきもの、それから過去の実例ですね、先例を集めてそれを提示するとか、例えば先ほど申し上げたようにいろいろな団体に対して物を申すべきもの、それからまさに、愚痴とおっしゃられましたけれども、各管理者なり、あるいは事業者が、一生懸命両者間で工夫しながらやっていくべきものとか、幾つかの段階に分かれるのだと思いますね。

どういう形でまとめたらいいのかということについては、やはり、先ほどちょっと私申し上げましたけれども、ある課題はこうだけれども、それを見ていくと、例えばこういう形でやれば解決できる部分もあるかもしれないし、やはりそういう形だけでは不十分だとか、いろいろ出てくると思います。その辺は、特に制度論になりますと、これはまさにその課題についての解釈の問題もございます。つまり今の制度の運用で可能なのかどうかも含めまして、事務局として正確に申し上げられない部分もございますので、それを今後制度を所管している各省のヒアリングが控えてございますので、そこでいろいろご議論いただいて、そこを見極めるということも必要かなと。最終的にはそれを踏まえた形で課題の幾つかの方向性といいたいまいしょうか、形が出てくるのかなというふうに、事務局としては思っていたものですから、今すぐにここから絞り込むのは、事務局としては少し僭越な方法かなとちょっと思ったものですから。

それで、でき得れば、今日もちろん課題という形で今いろいろご意見をお聞きしているところでありますけれども、もし今日時間が足りないということであれば、後ほど事務局宛にこういう課題が実はあるのではないかとということ、メモにして提出していただくと我々としても整理がしやすくなります。もし今日時間がなくておっしゃり足りないところがございましたら、追加課題ということで文書にして提出していただければ、それも加えて、つまりこれが全体の3分の1ということであれば、あと3分の2が残っているということでございますので、そこは埋める形で事務局としても努力いたしたいというふうに考えております。でき得れば、各省のヒアリングの日程との兼ね合いで、なるべく連休明けぐらいまでに提出していただければというふうに思っております。

以上でございます。

〔委員〕 今ご説明ちょうだいしました点ですけれども、より多くの課題を挙げるというところ、課題について、実は実務的に解決している問題もあるわけです。こういうふうな形で物を考えているという。そうすると、制度のところを、例えば私、個人としては補助金の、イコールフットイングを何とかしてくれよと、これはあるのですけれども、それ

はそれで、実は事業官庁の問題かもわかりません。ただ、実務のレベルとして今ベストプラクティスとは言いませんが、この辺までは行っているよという情報がある程度早い形でみんなに見せてあげたいなという気が実はしているのです。

それで、ガイドラインをつくったときから随分実務上はノウハウが蓄積しておるはずですが、残念ながら日本の場合、だれも出版社ですら何の企画も出さずに、ベストプラクティスの検討をしてないわけです。その部分で全部実は落っこちている部分がありまして、これを早いうちにまとめたいなということがあって、そういうことでイギリスのケースを出してくださったのかなと思って実は拝見して、私はこのレポートは非常にわかりやすかったのです。こういうものをどうしたらいいのでしょうか。何かPFI推進委員会という形で出すのも権限分掌上おかしな話だし、どうしたもののかなとずっとそれを思っておったのです。そうすると大分実務的な問題が解決できて、問題は練れるであろう。

それで、先ほどD専門委員がおっしゃった金融機関に対するアプローチにしても、私、公共側の案件を、このリストでいいますと20件ぐらいやっているのです。できるだけ皆さんわかるようにとは思っておるのですけれども、もともと金町の浄水場の案件を始めたときに、その直前だったアジアのプロファイの場合に、期間が非常に短いがゆえに全部銀行と紐付き、特にECAと紐付きで提案を出すようにしていたわけです。日本の場合プロファイは必ずしも間違いじゃないから、そういう形で銀行との関係をくっつけたのです。それが今いいかどうかを逆にやっているわけです。その金融機関、いい資金を持っているところはどのグループにだってアプローチできるような組み立てができるのだろうか。いろんな訓練をやっているのですけれども、いかんせん、そこがまだうまく行ってない。でも、そういうことを考えつつやっているよということをはっきりすることによって、もう少し違うアプローチができるのじゃないだろうかという気がしているのです。

だから、ここで問題点の範囲をもう少し広げ直すということと、この課題について、例えば先ほど出ておりました出資の譲渡の時期をいつにするか、あの問題にしても、実務上はどういう感じでやっているかということ、すぐ譲渡されたのじゃ総合評価一般競争入札若しくはプロポーザルをやっている意味もない。20年、30年、それを全部つかまえてしまうと金融商品じゃなくなってしまうので非常にコストが上がってしまう。じゃどの辺でやりましょうかとか、結論は出てないけれども、一定のところまでみんな考えて何かしら出しているわけです。だから、そういうものを集めちゃならないのです。だから問題点を合わせるとともに、解決の方向性がある程度出してみても、それでその先、民間の出版社が何か企画をまとめてくれると、ある程度いいなというのが私の希望です。

事務局 今、C委員おっしゃったとおりでございますが、実は最終的に課題としてこの委員会で時間をかけてご議論していただくものもあると思いますし、あるいはもう既に言われた中のものは、例えばもうこういう形である程度解決ができるのじゃないかと。例えばそういうものは民間の出版社がいいか、あるいは場合によりましては例えばQ&A方式で私どもの方として、例えばホームページとか、そういうところにQ&Aも出していく

というような形で、できるものはどんどんそういう意味ではいろんなこういう課題あるいはクエスチョンという課題で来ていますので、そういうものを整理して、どんどん発表していくというやり方もあろうかと思えます。いずれにしても今日はまだ課題をいろいろヒアリングしたところの整理で、おっしゃるように我々もこれは幾つか言われたけれどももう手当てができるのじゃないかと思うようなこともありますので、そこは各省ヒアリングも踏まえてそういう整理もしていきたいと思えます。

H 専門委員 今のお話、ぜひ、ある程度層別して、すべてに対してというのはなかなか難しいと思うのですが、今C委員のおっしゃったようなことも含めて、早い時期にそういうアクションをとらめんと、今までの流れを見ていても、3年近くやってきていて、委員会でいろいろやっているものが後追いになってしまって、ガイドラインそのものもそうだとおもいますし、世の中の方がどんどん進んでいるというのが、私は現場にいてそういう感じを非常に強く持っておりますし、例えば今たまたま事例として出たSPCの株譲渡の問題も、ようやく譲渡ができるような仕組みができつつあるし、そういうのが盛り込まれているなど思っている矢先に、今一番新しい実施方針が発表されたごく最近のものが、衆議院の議員宿舎が一番新しいと思うのですが、あれなんかは30年間だめよと書いてあるんですね。ですから、ようやくそういうふうになってきたと思うものが実は全然取り入れられてないというケースがたくさんあるような気がしますので、多少見切りでも、部分的でもそういうものが出せるものはぜひ出していただきたいなというふうに感じます。

K 専門委員 5ページのその他の部分のことにコメントというか、質問も含めてちょっと発言させていただきたいと思えます。このPFIを適切に導入していく観点から、統一的な導入判断基準を示したりとか、格付けする機関が必要であるという提言なんですけれども、こういうことをするに当たって、その前提として必要なのはやはり現在行われているPFI事業の検証が必要じゃないかなと思うのです。事後評価というと20年、30年先になりますから、中間評価といいますか、ちょっとうまく走り出したぐらいの程度のところで評価を行うということが必要じゃないかと思えます。PFIはいろいろメリットがあるというふうに言われて導入されたわけですが、そのコスト効果ですとか、あと民間の創意工夫ですとか、そういう言われているメリットが果たして本当にあるのかというところをまず検証していかないといけないと思えます。

それで、先ほどイギリスの例で、VFMをすべて検証したという事例が紹介されましたけれども、VFMも大事ですし、本当にそれがあったのかというところを検証するのも大事ですし、またもっとクォリタティブな創意工夫があったとか、そういうレベル、もちろんそれもVFMに凝縮することはできると思うのですね。創意工夫の結果コストが削減されたとか、できると思うのですが、問題点を洗い直して、どこに問題があって、どこを改善すればいいのかと、そういう情報としてはやはり創意工夫があったのかとか、あとはコストにしても、オペレーションズコストの面ではどうだったのかとか、建

設コストの面ではどうだ、細かく見ていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺のプランとして、日本の場合、会計検査は当然やると思うのですけれども、VFMという観点からそういう検証をする予定があるのかとか、あとはそれ以外の、VFM以外の観点からの検証というのをどういうふうにするのか、こういう評価というのはだれがどうやってやるのかというのがすごく問題で、私自身別にこうしたらいいというのがあるわけじゃないのですけれども、なるべく中立なところが適切な方法で評価できたらいいかなと。それが今後の問題点を洗い直して改善していく方向につながるとも思いますし、また政府がちゃんとチェックが入ると、そういうことをある程度スタンスをはっきりさせるということ自体が、チェックが入っても恥ずかしくないようなPFIを推進していくという、そういう当事者の気持ちにもつながるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

事務局 今先生ご指摘のところ、私どももPFI事業を推進する立場からは、やはりPFIをやって、どういう定量及び定性のメリット、あるいは逆にデメリットもあったのということの検証が必要かと思っておりますが、ただ、ご承知のように、実施方針ができて実際運営まで行っているというケースが非常にまだ少のうございますので、そういう意味では非常に限られている。

それから、もう1点は、現在までの事業というのが主として地方公共団体が行っておりまして、これは地方分権の基本的な精神からいいますと、逆に余り国がどうこう言う立場にない。これは総務省なんかと協力しているいろいろやっていきたいと思っておりますが、国の事業であれば今後かなり出きるはず、それから今ご指摘のように、例えば補助金が出ているようなものについては、いわゆる補助金適正化法上、それぞれの事業所管庁がいろいろな面で検証できる部分もあると思うのです。これまでの地方の事業は、いわゆる単独事業が多いので、私どももできる限りの聞き取りという形で、地方に逆にご協力いただかないと、これはなかなか強制的にできないというのが現実でございます。

しかしながら、おかげさまで基本的にはかなり事業も出てまいりましたし、動いてきているものもありますので、先ほど申しましたように単にVFMの定量的な評価だけでなく、実際話を聞いてみるとかなり定性的に、例えば極端な話、自治体職員の意識が変わってきたとか、これはなかなか具体的に、まあそうかなというようなのはわかるのですけれども、そういうような話もありますし、やはり事業を推進していくという観点からはプラスもマイナスもそれぞれにあると思いますので、できる限りのことはしてまいりたいと思います。必ずしも全てできないということと、それからもう1点、ここにご指摘のある例えば評価機関の問題は、むしろ全体、今の世の中の動きというのは、そういうのはやはり民の方でやる、金融の格付け機関じゃないのですけれども、そういうものが公正な評価なりをしてくるのじゃないか。

今のところ残念ながらまだ評価をし得るだけの数は非常に少ないということではないかと思っております。

F委員 おっしゃるとおりで、第三者評価というのは、そろそろ受け入れられる前提になりつつありますね。しかし、第三者評価も完全に勝手にやっているというのは余りありませんで、やはり国が費用を出すとか、そういう形では出しているケースの方が多い。私、ODAの関係でやっておりますとそういうケースがあります。

そういう意味ではここは考えることですが、実はその評価は非常に難しいと思っております。PFIというのは一種の調達方法の1つなものですから、PFIがよかったのか一般の公共事業がよかったのかとなると、一般の公共事業の評価結果が出ていないと比較ができないというふうなことがあります。ここだけで評価ができないのではないかなというふうな気もちょっとしております。その意味ではぜひやる方向で考えたいと思うのですが、非常に難しいところもあります。

ただ、今盛んに言われております政策評価に比べますと、これは案件評価ですから、そういう意味で評価そのものは非常に楽ですが、比べる相手がどこかというようなことで難しいのかなというのが感想ですが、まあ前向きに一つの課題かなと。

西野部会長 大体予定した議論の時間になりましたので、欠けている点、あるいは議論に出なかった、多分拾われていると思うのですが、拾われていなくてご経験された問題でこういう問題があるというのがありましたら、先ほどの話でございますが、一定の時間内にぜひ出していただきたいと思うのです。

F委員 大きな問題でペンディングなのが幾つかございます。キャッシュフロー法というのがありましたけれども、あれも厳密にいきますとまだ全然詰まってない段階で出したということもございますし、あるいは入札ですね、多段階制というのがありますけれども、このイギリスだとか、まあヨーロッパではできているわけです。一方では非常にリジッドな会計法になっている。その間でどの辺に回答を求めるかという議論も実はまだできてないのですね。

そういうことも含めて、PFIの本来考えるべき重要な項目がありまして、この中でも幾つか出ているのですけれども、ばらばらにやるよりは大きな積み残しのところをきっちと部会なりでご検討をされるという方が、早い方がいいのではないかと。

西野部会長 大変ありがとうございます。私はその議論を余りずっと追っておりませんで、それをまた部会で詰めていただくということでいいかという気がいたしました。

そうしますと、もしお許しをいただければ、時間が大体予定した時間になりましたので、この辺で議論を終了することにいたしまして、今日の議論も踏まえまして、今後委員会として取り組む課題の抽出を行って行きたいと思っておりますし、整理の仕方についても、今少し提案がありましたので、私と事務局の間で詰めさせていただいて、このまま行くか、再整理、もう一つ作るかというようなことはお任せいただきたいと思っております。

それで、今後のスケジュールについて事務局からご報告をお願いしたいと思います。

事務局 今後のスケジュールでございますけれども、資料3を見ていただきたいと思っております。1枚紙でございますけれども、先ほどからちょっと申し上げました、次の段階とい

うふうにちょっと思っていたものでございます。関係省庁からのヒアリングということをご予定しております。そこでございますように、5月20日の週に関係省庁のヒアリングの第1回目ということで、国土交通省、文部科学省、それから5月27日の週ということで総務省、厚生労働省、6月3日の週ということで財務省、防衛庁、環境省、今のところこんな形で考えてございます。もちろんこの辺まだ具体的に詰まってない部分もございますので、両部会長ともご相談の上、スケジュールを詰めまして、早速後日スケジュールの面ではご連絡差し上げたいと思っております。

スケジュールについては以上でございます。

西野部会長 ありがとうございます。大変タイトなスピードになっておりますが、こういう部会が次の日程を決めるときには、宿題がありますと宿題をする時間を考えないといけないのですが、これは事務局が既にある程度手配をしてくださっております、我々は出てくればある程度のことは聞けるということで、ここから少しピッチを上げまして、ヒアリングを済ませまして、先ほどのQ & Aになるのか、事務局としての方針になるのか、あるいはワーキンググループへ戻りまして積み残しあるいは第2回目のラウンドで少し手を加えるのか、このヒアリングの後もいろいろと予定が入ってくるというふうにお考えをいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、今日の議題は終わりました、これで合同部会を終了したいと思います。ありがとうございました。

以 上